

ガス取引の監視に必要な情報の 定期的な収集について

(趣旨)

電力・ガス取引監視等委員会において、ガス取引の監視を適切に行うためには、ガス事業者からガス取引の監視に必要な情報を定期的に収集する必要がある。

ガス取引の監視に必要な情報について、ガス事業者から電力・ガス取引監視等委員会及び経済産業局長宛に定期的な情報の提供を求めるため、省令を制定する等の所要の措置を講ずることを経済産業大臣へ建議することについて御検討いただきたい。

主なポイント

1. ガス取引の監視に必要な情報を定期的に収集するための措置について

ガス取引の監視に必要な情報について、定期報告として電力・ガス取引監視等委員会及び経済産業局長宛に提出することを求めるため、省令を制定する等の所要の措置を講ずることを資料4-1により経済産業大臣に建議することに関し、対応を御検討いただく。

2. 電力・ガス取引監視等委員会として定期報告を求める事項について

電力・ガス取引監視等委員会が定期報告を求める事項（対象、周期、内容）としては、資料4-1に記載の項目を予定している。